新旧対照表

○江別市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月29日条例第8号) (健康福祉部介護保険課企画·指導担当)

改正前

(管理者)

- 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の 職務に従事することができる。
- 2 略

(利用定員等)

第10条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条 第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条 の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(決第 46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53 条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サー ビス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をい う。) の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。) 若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法 律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護 療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項及び第 72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経験 を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知 │第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知

(管理者)

第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等の 職務に従事することができる。

改正後

2 略

(利用定員等)

第10条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条 第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条 の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居字介護支援(決第 46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53 条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サー ビス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をい う。) の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。) 若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定に よる改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第 45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。) につい て3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

改下前

症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷 地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないものとす る。
- 3 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者(第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。)の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(掲示)

- 第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも

改正後

症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____ 他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないものとす る。

3 略

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者(第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。)の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
 - (1) 略
 - (2) <u>電磁的記録媒体</u>(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(掲示)

- 第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。) を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自

関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

(追加)

(記録の整備)

第41条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から5 年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 第22条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (追加)
- (3) 第25条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第38条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- <u>(6)</u> 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 略

 $(1) \sim (9)$ 略

(追加)

(追加)

- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介

改正後

由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第41条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から5 年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第43条第11号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第25条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第38条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての 記録
- <u>(7)</u> 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 略

- $(1) \sim (9)$ 略
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(次号において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介

護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 略

2~5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

からる。		
当該指定介護予防小規模多	指定認知症対応型共同生活介護	介護職員
機能型居宅介護事業所に中	事業所、指定地域密着型特定施	
欄に掲げる施設等のいずれ	設、指定地域密着型介護老人福	
かが併設されている場合	祉施設、指定介護老人福祉施	
	設、介護老人保健施設、指定介	
	護療養型医療施設(医療法(昭	
	和23年法律第205号)第7条第2	
	項第4号に規定する療養病床を	
	有する診療所であるものに限	
	る。) 又は介護医療院	
当該指定介護予防小規模多	前項中欄に掲げる施設等、指定	看護師又は准看
機能型居宅介護事業所の同	居宅サービスの事業を行う事業	護師
一敷地内に中欄に掲げる施	所、指定定期巡回・随時対応型	
設等のいずれかがある場合	訪問介護看護事業所、指定地域	
	密着型通所介護事業所又は指定	
	認知症対応型通所介護事業所	

7~13 略

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該</u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介 改正後

護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等)

第45条 略

2~5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる

W. C. C. 200		
当該指定介護予防小規模多	指定認知症対応型共同生活介護	介護職員
機能型居宅介護事業所に中	事業所、指定地域密着型特定施	
欄に掲げる施設等のいずれ	設、指定地域密着型介護老人福	
かが併設されている場合	祉施設、指定介護老人福祉施	
	設、介護老人保健施設	
	又は介護医療院	
当該指定介護予防小規模多	前項中欄に掲げる施設等、指定	看護師又は准看
機能型居宅介護事業所の同	居宅サービスの事業を行う事業	護師
一敷地内に中欄に掲げる施	所、指定定期巡回・随時対応型	
設等のいずれかがある場合	訪問介護看護事業所、指定地域	
	密着型通所介護事業所又は指定	
	認知症対応型通所介護事業所	

7~13 略

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

改正後

護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されて いる場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事 業者(指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問 介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(北海道指定居宅サービス等 の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第95 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第6条第1項に規定する指定 訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等 基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を 併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含 む。) 若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業 (同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。) に従事することができ るものとする。

(身体の拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護す るため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為</u> (以下「身体の拘束等」という。)を行ってはならない。

2 略

(追加)

(身体の拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護す るため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 略

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を

(追加)

改下前

(記録の整備)

第65条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規 模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日か ら5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

- (3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内 容等の記録
- (4) 第54条第2項に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やするを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採 った処置についての記録
- (8) 略

(管理者)

- 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らそ の職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管 理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ る他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に 従事することができる。
- 2 3 略

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域 **| 第80条** 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域 密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス

検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生 産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 管する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。)を定期的に開催しなければならない。

改正後

(記録の整備)

第65条 略

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規 模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日か ら5年間保存しなければならない。
- (1)・(2) 略
- (3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの 内容等の記録
- (4) 第54条第2項の規定による身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心 身の状況並びに緊急やする得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録
- (8) 略

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らそ の職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管 理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は

の職務に

他の事業所、施設等 従事することができる。

2 • 3 略

(管理者による管理)

密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス

(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 略

(追加)

(油加)

(追加)

(追加)

(追加)

 2
 略

 3
 略

改正後

い場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機 関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努め なければならない。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった 場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関 との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関 の名称等を市長へ届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種 協定指定医療機関(次号において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、 新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定 する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の 発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定 医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症 の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の 医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合にお いては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に入所させることが できるように努めなければならない。

7 略

8 略

(記録の整備)

第86条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認 知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の 日から5年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第79条第2項<u>に規定する</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やする特ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条<u>及び第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護で業者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護で業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症

(雷磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その

改正後

(記録の整備)

第86条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認 知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の 日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第79条第2項<u>の規定による</u>身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やする特ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録
- (7) 略

(進用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条、第62条及び第64条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護企業者」とあるのは「介護

(雷磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その

改正前	改正後
他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その	他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その
他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又	他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又
は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含	は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含
む。) 及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。) については、書面	む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面
に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚	に代えて、当該書面に係る電磁的記録
によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に	
よる情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	により行うことができる。
2 略	2 略